

ヘルパーステーション 結の謡

重要事項説明書

訪問介護

第1号訪問事業

社会福祉法人 北叡会
江別市ゆめみ野東町1番地5

ヘルパーステーション結の訳 訪問介護（第1号訪問事業）利用約款

（約款の目的）

第1条 ヘルパーステーション結の訳（以下「事業所」という。）は、要介護状態（第1号訪問事業にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、訪問介護（第1号訪問事業）サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者がヘルパーステーション結の訳 訪問介護（第1号訪問事業）重要事項説明等に関する同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、利用終了の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（第1号訪問事業サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問介護の利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（第1号訪問事業サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（第1号訪問事業サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用時間数を超える場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問介護（第1号訪問事業）の提供は困難と判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、職員又は他の訪問介護利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問介護（第1号訪問事業）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日に発送いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。
 - 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行し翌月に発送いたします。

(記録)

- 第6条 当事業所は、利用者の訪問介護（第1号訪問事業）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。退職後についても同様の扱いとします。

但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター（介護予防支援事業所））等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(医療体制)

第9条 当事業所は、利用者の主治医または事業者の協力機関への連絡を行い、診療や治療を依頼することがあります。

2 前1項のほか、訪問介護利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 速やかに家族へ連絡し誠心誠意を尽くし対応いたします。事故報告書により事故状況、原因、対応、を記録し管理責任者へ報告し他スタッフに周知徹底をはかり事故防止に努めます。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する訪問介護（第1号訪問事業）に対しての要望又は苦情等について、サービス提供責任者申し出ることができます。又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口 (担当者)

(職名) 管理者 松尾 千秋

サービス提供責任者 氏家 裕奈、大川祐喜子

○受付時間 毎週月～金曜日 8：30～17：30

電話番号 011-391-5100

(2) 公的機関での苦情申し立て窓口

○北海道 011-204-6310

○国保連合会 011-231-5161

○市町村介護保険総合窓口 江別市役所 健康福祉部 011-381-1067

(賠償責任)

第12条 当事業所は、訪問介護（第1号訪問事業）の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(第三者評価による実施状況について)

第三者評価による実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	[2] なし		

ヘルパーステーション 結の諧のご案内

(令和 6年 12月1日現在)

1. ヘルパーステーション 結の諧 事業概要

1) 事業所名等

事業所の名称	社会福祉法人 北叡会 ヘルパーステーション 結の諧
事業所の種類	指定（第1号）訪問介護事業所
事業所の所在地	北海道江別市ゆめみ野東町1番地1
事業管理者	松尾 千秋
電話番号	011-391-5100
FAX番号	011-391-5111
サービス提供地域	江別市

2) 事業所の目的

社会福祉法人北叡会が運営するヘルパーステーション結の諧は、要介護・要支援状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持、改善を目的とし、その方の心身の状況やその他おかれている環境等をふまえて、可能な限りその居宅（自宅）において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般の援助を行います。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3) 施設の理念

「ノーマライゼーション」

高齢者や障害者を含むすべての人々が、要介護状態になろうとも、ごく普通の当り前の生活が保障されなければならないという、福祉思想における理念の具現化に努めます。

4) 施設の運営方針

- 事業所は、利用者様の心身の状況やその他おかれている環境等をふまえて、可能な限りその居宅（自宅）において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の生活全般の援助を行うのもとします。
- 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供を行うものとします。
- サービスの提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとします。
- 事業所はサービスの提供に当たって、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行うものとします。

5) ケア方針

(1) 「人格の尊重と信頼関係の実現」

ご本人の人格を尊重し、信頼関係を大切にします。

(2) 「自律に向けての生活環境の実現」

実現のためのチームワークを形成し日々の業務の振り返りを通してステップアップを図る。

(3) 「接遇と自己啓発の実現」

対人関係の円滑化のため、挨拶をはじめとする接遇の自己啓発を実践します。

2. 事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問介護（第1号訪問事業）サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	職務の内容	資格	
管理者	業務の一元的な管理	介護福祉士	1名
サービス提供責任者	サービス提供の管理	介護福祉士	2名
訪問介護員等	訪問介護の提供	介護福祉士・実務者研修修了者 初任者研修修了者・2級修了者	16名

3. 営業日及び営業時間

(1) サービス提供

営業日 365日／営業時間 24時間

(2) サービス受付

営業日 月曜日～金曜日（祝祭日、12月30日～1月3日を除く）／ 営業時間 8:30～17:30
電話等により、管理者及びサービス提供責任者に24時間常時連絡が可能な体制とします。

4. サービスの内容

介護保険法令に定める下記のサービス行為区分の中から、計画に基づき、指定された時間帯に、選択されたサービスを提供します。

(1) 身体介護

- ①排泄介助 : トイレやポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁・失敗等への対応等。
- ②食事介助 : 配膳、食事姿勢の確保、摂食介助、水分補給等。
- ③専門的調理 : 糖尿病食などの特別食（医療食・治療食）の調理。
- ④清拭 : 身体を清潔に保つための全身または部分的な身体拭きや陰部洗浄等。
- ⑤入浴介助 : 手浴・足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪・洗身、使用物品の片付等。
- ⑥整容 : 日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪切り、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等）。
- ⑦更衣介助 : 着替えの準備、お手伝い（できる事は、ご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。）
- ⑧体位変換 : 体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
- ⑨移乗・移動介助 : 車椅子への移動の介助、補装具等の確認。

- ⑩通院・外出介助 : 病院等の目的地への移動の介助。
- ⑪起床・就寝介助 : ベッドからの移動、ベッドへの移動の介助・確認、布団の片付け等。
- ⑫服薬介助 : 配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、後片付け等。
- ⑬自立支援のための見守り的援助 : 安全を確保しつつ、常時介助できる状態で行う見守り。

(2) 生活援助

- ①掃除 : 利用者の方が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
- ②洗濯 : 洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等のほか、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ。
- ③衣類の整理・被服の補修 : 衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
- ④一般的な調理・配下膳
- ⑤買い物 : 日用品や食料品などの生活必需品の買い物、買い物に伴う金銭管理には十分注意し、確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出かける事が原則です。
- ⑥寝具の管理 : 利用者の方のベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
- ⑦薬の受け取り

*同居家族がいる場合、生活援助はできません。

(4) 次のようなサービスは、公的介護保険適用のサービスとして提供することはできませんのでご了承願います。

- ①「ご本人の援助」に該当しないもの・・・ご家族等のための洗濯、調理、買い物、布団干し。主として利用者の方が使用される、お部屋以外の清掃、来客の応対（お茶の手配等）、自家用車の洗浄等。
- ②「日常生活の援助」に該当しないもの・・・庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓ガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理の特別な調理等。
- ③その他・・・利用者の方が留守な場合の訪問サービス、盆踊りなど地域行事への参加、仕事、趣味や嗜好のためのご利用（習い事、ドライブ、旅行等）、理美容、冠婚葬祭、日用品以外の買い物（通常利用している生活圏外への店舗での買い物）、ご利用者の入退院、病院へのお見舞いの為などの外出介助、留守番、商売や農作業などの生業の為の援助、経管栄養・点滴などの医療行為、ご利用者の財産管理。

5. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名 社会福祉法人 北叡会
法人の種類 社会福祉法人
代表者名 日下 稚凡
所在地 江別市ゆめみ野東町1番地5
設立 平成22年8月9日

2) 法人の理念

<北叡会の意>

社会福祉法人北叡会のこころは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意思のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育れます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「そのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められています。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人に帰属する職員として、固有の専門性を持ち、一人一人が、その専門性を最大限に活かし高めることで、サービスの質の確保と向上に貢献するように努める。
- (2) 身体機能に応じた良質で思いやりのあるサービスの提供に努める。
- (3) 利用者様主体の個別ケアを通じて自発的自己実現への支援に努める。
- (4) 尊厳と自己決定の尊重。
- (5) 生きがいのある機会を積極的に提供。
- (6) 生活環境の向上（施設感を和らげるための環境づくりと、利用者様を尊重した明るく清潔で健全な施設の環境保全）を図る。
- (7) チームワークに裏付けされた公正で適切なサービスの提供に努める。
- (8) 緊急および災害に備えた危機管理を徹底し、安全な環境の提供に努める。
- (9) 社会参加と地域社会への貢献を図る。

4) 法人が運営する事業所 法人が運営する事業所

夢あかり事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり

- 介護老人福祉施設 夢あかり(80床)
- 短期入所生活介護 華あかり(10床)
- デイサービスセンター 夢美はな

江別地域複合型ライフケアセンター 夢つむぎ

- 地域密着型介護老人福祉施設(29床)

夢結路事業部

江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路

- サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
- 小規模多機能型居宅介護事業所 結の華
- ヘルパーステーション 結の謡
- 住宅型有料老人ホーム 夢結路
- 身体障がい者向け住宅 シャルール夢結路
- 相談支援事業所 夢結路
- おおあさ東町デイサービス 風の音色
- グループホームひまわりの郷

てるす事業部

- 生活介護事業所 リオス
- 就労継続支援A型事業所 ジョブクルー
- 就労継続支援B型事業所 ジョブクルー
- 障がい者向けグループホーム はなきりん
- ゆめみ野こむぎ工房 アマム

<別紙2>

ヘルパーステーション 結の謡 訪問介護・第1号訪問事業について
(令和 6年 12月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. ヘルパーステーション結の謡 訪問介護・第1号訪問事業についての概要

ヘルパーステーション結の謡 訪問介護・第1号訪問事業については、要介護者（第1号訪問事業にあっては要支援者）の居宅等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（第1号訪問事業サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、介護及び、その他必要な日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供させていただきます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、訪問介護（第1号訪問事業）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

① 基本利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1回当たりの自己負担分です。第1号訪問事業については月単位になります。）

やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。

《訪問介護サービス》

【身体介護】

項目	同一建物外 1割負担	同一建物外 2割負担	同一建物内 1割負担	同一建物内 2割負担
20分未満	163円	326円	146円	293円
20分以上30分未満	244円	488円	219円	439円
30分以上60分未満	387円	744円	348円	669円
60分以上90分未満	567円	1,134円	510円	1,020円
90分以上 (30分増すごとに加算)	82円	164円	73円	147円

*介護職員処遇改善加算I 利用料の20.3%加算(令和6年5月末で変更)

*介護職員処遇改善加算II 利用料の22.4%加算(令和6年6月より)

【生活援助】

項目	同一建物外 1割負担	同一建物外 2割負担	同一建物内 1割負担	同一建物内 2割負担
20分以上45分未満	179円	358円	161円	322円
45分以上	220円	440円	198円	396円

*介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用料の20.3%加算(令和6年5月末で変更)

*介護職員処遇改善加算Ⅱ 利用料の22.4%加算(令和6年6月より)

【身体介護に引き続き生活援助を行う場合、身体介護分にプラス】

- ・20分以上 65円
- ・45分以上 130円
- ・70分以上 195円

※所定単位数に上記金額を上乗せした金額でご請求となります。同一建物内に居住されている方については1割減算した金額でご請求いたします。

負担割合については各個人の適用に基づきます。

《第1号訪問事業サービス》 ※江別市の料金

項目	同一建物外 1割負担	同一建物外 2割負担	同一建物内 1割負担	同一建物内 2割負担
介護予防訪問介護（I） 週1回程度の訪問	1,176円/月	2,352円/月	1,058円/月	2,116円/月
介護予防訪問介護（II） 週2回程度の訪問	2,349円/月	4,698円/月	2,114円/月	4,228円/月
介護予防訪問介護（III） 週3回以上の訪問	3,727円/月	7,454円/月	3,354円/月	6,708円/月

*介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用料の20.3%加算(令和6年5月末で変更)

*介護職員処遇改善加算Ⅱ 利用料の22.4%加算(令和6年6月より)

② 加算料金

【時間外加算】

- ・夜間（18時～22時） 通常基本料金の25%増
- ・早朝（6時～8時） 通常基本料金の25%増
- ・深夜（22時～翌日6時） 通常基本料金の50%増

【特定事業所加算】

*一定基準を満たす職員配置によるサービスのご提供体制により金額が加算されます。

- ・特定事業所加算Ⅰ 通常基本料金の20%増
- ・特定事業所加算Ⅱ 通常基本料金の10%増
- ・特定事業所加算Ⅲ 通常基本料金の10%増
- ・特定事業所加算Ⅳ 通常基本料金の3%増

【初回加算】

新規にご利用される場合や入院などにより2か月以上利用がなかった場合に、利用開始（再開）した月内にサービス提供責任者が訪問介護を実施、または訪問介護員に同行し、ご利用者のサービス提供状況の確認などを行った場合に加算。

(1割負担) 200円／月

(2割負担) 400円／月

【生活向上連携加算】

訪問リハビリテーション事業所と連携を取り、訪問介護計画を作成し、訪問介護サービスを提供した場合。

(1割負担) 100円／月

(2割負担) 200円／月

【緊急時訪問介護加算】訪問介護サービスのみ

予定に無い訪問介護（身体介護）を急きょ行った場合に加算

(1割負担) 100円／回

(2割負担) 200円／回

③ 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は料金を別にいただきます。

④ キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただく事があります。ただし、ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合には不要です。

- ・ご利用日までの事前連絡をいただいた場合は、かかりません。
- ・ご利用日までにご連絡いただけない場合は、ご利用者負担金の1日分の100%とします。

⑤ その他

サービスの実施に必要なご利用者宅の水道、ガス、電気、電話、タクシー、消耗品等の費用はご利用者の負担となります。